

令和6年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱（新旧対照表）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>令和6年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱</p> <p>第1条～第4条 省 略</p> <p>（使用する者の公募）</p> <p>第5条 本要綱に基づく市営住宅の使用は、公募による。</p> <p><u>2 前項の規定による公募は、令和6年12月31日をもって終了する。</u></p> <p>（使用の申込み）</p> <p>第6条 本要綱に基づき市営住宅を使用しようとする者は、使用の申込みをしなければならない。</p> <p>2 使用の申込みをする者（以下「使用申込者」という。）は、使用申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。この場合において、市長は、使用申込者及び同居者の親族に関し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 使用申込者の運転免許証又は健康保険被保険者証等その者本人であること及びその者の居住地を確認できるものの写し（当該書類を提出できる場合に限る。）</p> <p>(2) 能登半島地震で被災したことを証する罹災証明書（当該書類を提出できる場合に限る。）</p> <p>(3) 暴力団員でない旨等の誓約書（別記様式第2号）</p> <p>(4) 定められた期限までに退去する旨の誓約書（別記様式第3号）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める書類（別記様式第4号、別記様式第5号）</p> <p>3 第1項に定める使用申込みの受付の日時及び場所は、別に定める。</p>	<p>令和6年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱</p> <p>第1条～第4条 省 略</p> <p>（使用する者の公募）</p> <p>第5条 本要綱に基づく市営住宅の使用は、公募による。</p> <p>（使用の申込み）</p> <p>第6条 本要綱に基づき市営住宅を使用しようとする者は、使用の申込みをしなければならない。</p> <p>2 使用の申込みをする者（以下「使用申込者」という。）は、使用申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。この場合において、市長は、使用申込者及び同居の親族に関し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 使用申込者の運転免許証又は健康保険被保険者証等その者本人であること及びその者の居住地を確認できるものの写し（当該書類を提出できる場合に限る。）</p> <p>(2) 能登半島地震で被災したことを証する罹災証明書（当該書類を提出できる場合に限る。）</p> <p>(3) 暴力団員でない旨等の誓約書（別記様式第2号）</p> <p>(4) 定められた期限までに退去する旨の誓約書（別記様式第3号）</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める書類（別記様式第4号、別記様式第5号）</p> <p>3 第1項に定める使用申込みの受付の日時及び場所は、別に定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>第7条 省 略</p> <p>(使用手続)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定により市営住宅を使用する者を決定したときは、速やかにその旨をその者（以下、「使用決定者」という。）に通知するものとする。</p> <p>2 前項の通知を受けた使用決定者は、市長が指定する期日までに、行政財産(市営住宅)使用許可申請書（様式第6号）を提出して、市長の使用の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の行政財産(市営住宅)使用許可申請書を審査し疑義がない場合は、使用を許可し大阪市営住宅等使用許可書を使用決定者へ交付する。</p> <p>(使用の決定又は許可の取消し)</p> <p>第9条 市長は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の決定又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により使用の決定又は許可を得たとき</p> <p>(2) 前条第2項に定める行政財産(市営住宅)使用許可申請市営住宅一時使用許可申請をしないとき</p> <p>(3) 正当な事由なく指定された期日までに使用しないとき</p> <p>(使用許可期間)</p> <p>第10条 第8条第3-2項の規定により市長の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）による当該市営住宅の使用許可期間は、同項に定める使用の許可を受けた日から1年間とする。</p> <p><u>(引き続き使用許可の手続等)</u></p> <p>第10条の2</p> <p>1 使用者は、前条の規定による使用許可期間満了後も引き続き当該市営住宅の使用を希望する場合は、本市が指定する期日までに、行政財産使用許</p>	<p>第7条 省 略</p> <p>(使用手続)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定により市営住宅を使用する者を決定したときは、速やかにその旨をその者（以下、「使用決定者」という。）に通知するものとする。</p> <p>2 前項の通知を受けた使用決定者は、市長が指定する期日までに、行政財産(市営住宅)使用許可申請書（様式第6号）を提出して、市長の使用の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の決定又は許可の取消し)</p> <p>第9条 市長は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の決定又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により使用の決定又は許可を得たとき</p> <p>(2) 前条第2項に定める市営住宅一時使用許可申請をしないとき</p> <p>(3) 正当な事由なく指定された期日までに使用しないとき</p> <p>(使用許可期間)</p> <p>第10条 第8条第2項の規定により市長の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）による当該市営住宅の使用許可期間は、同項に定める使用の許可を受けた日から1年間とする。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>可申請書（様式第6—2号）を提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の行政財産使用許可申請書（様式第6—2号）の提出を受けた場合は、引き続き当該市営住宅の使用を許可することができる。この場合における使用許可期間は、使用許可日から令和7年12月31日を超えない期間とする。</u></p> <p>（同居の許可等）</p> <p>第11条 同居の許可等については、条例第17条及び大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）第10条（同条第2項第1号を除く。）の規定を準用する。この場合において、「承認」とあるのは「許可」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居の」とあるのは「使用開始の」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の同居の許可等を行うにあたっては、同項に定めるもののほか、大阪市営住宅同居承認等実施要綱（平成9年都市整備局長決裁）の規定を<u>準用</u>適用するものとする。</p> <p>（使用者の地位の承継）</p> <p>第12条 使用者の地位の承継については、条例第18条及び規則第11条（同条第3項第1号及び第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、「入居者」とあるのは「使用者」と、「承認」とあるのは「許可」と、「入居時」とあるのは「使用開始時」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の使用者の地位の承継の許可を行うにあたっては、同項に定めるもののほか、大阪市営住宅名義変更承認実施要綱（平成9年都市整備局長決裁）の規定を<u>準用</u>適用するものとする。ただし、承継の原因は、使用者の死亡又は使用者とその配偶者の離婚の場合に限る。</p> <p>3 前2項の規定により使用者の地位の承継の許可を受けた者に係る当該市営住宅の使用許可期間は、使用者が第10条の規定により許可された期間とする。</p> <p>第13条～第16条 省 略</p>	<p>（同居の許可等）</p> <p>第11条 同居の許可等については、条例第17条及び大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）第10条（同条第2項第1号を除く。）の規定を準用する。この場合において、「承認」とあるのは「許可」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居の」とあるのは「使用開始の」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の同居の許可等を行うにあたっては、同項に定めるもののほか、大阪市営住宅同居承認等実施要綱（平成9年都市整備局長決裁）の規定を適用するものとする。</p> <p>（使用者の地位の承継）</p> <p>第12条 使用者の地位の承継については、条例第18条及び規則第11条（同条第3項第1号及び第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、「入居者」とあるのは「使用者」と、「承認」とあるのは「許可」と、「入居時」とあるのは「使用開始時」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の使用者の地位の承継の許可を行うにあたっては、同項に定めるもののほか、大阪市営住宅名義変更承認実施要綱（平成9年都市整備局長決裁）の規定を適用するものとする。ただし、承継の原因は、使用者の死亡又は使用者とその配偶者の離婚の場合に限る。</p> <p>3 前2項の規定により使用者の地位の承継の許可を受けた者に係る当該市営住宅の使用許可期間は、使用者が第10条の規定により許可された期間とする。</p> <p>第13条～第16条 省 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(市営住宅使用許可の取消し及び明渡請求)</p> <p>第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対して、市営住宅の明渡しを請求する使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が不正の行為によって使用許可を受けたことが判明したとき</p> <p>(2) 使用者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき</p> <p>(3) 使用者が正当な事由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないとき</p> <p>(4) 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき</p> <p>(5) 使用者が第 11 条、第 12 条又は第 16 条の規定に違反したとき</p> <p>(6) 使用者の使用許可期間が満了するとき</p> <p>(6) 管理上必要があると認めるとき</p> <p>(7) その他市長が使用許可条件を満たさなくなったと認めるとき</p> <p>2 市長は、前項第 6 号または第 7 号の規定に基づき使用許可の取り消しをする場合は、使用者に対して、使用許可の取り消しをする日の 1 月前までに使用許可取消予告の通知を行うものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項の規定に基づき使用許可を取り消したとき又は第 10 条 及び第 10 条の 2 第 2 項 による り延長した後の使用許可期間（以下「使用許可期間」という。）が満了する日の 15 日前までに第 21 条第 1 項の規定による市営住宅の返還の届出がないときは、当該使用者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、当該使用者に対して、その旨を通知するものとする。</p> <p>4 使用者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>5 第 3 項に定める市営住宅の明渡請求について、条例第 46 条第 4 項及び規則第 27 条の規定を準用する。この場合において、条例第 46 条第 4 項中「第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定」とあるのは「第 1 項各号のいずれか又は使用許可期間が満了する日の 15 日前までに第 21 条第 1 項の規定による市営住宅の返還の届出がないとき」と読み替えるものとする。</p>	<p>(市営住宅の明渡請求)</p> <p>第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 使用者が不正の行為によって使用許可を受けたことが判明したとき</p> <p>(2) 使用者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき</p> <p>(3) 使用者が正当な事由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないとき</p> <p>(4) 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき</p> <p>(5) 使用者が第 11 条、第 12 条又は第 16 条の規定に違反したとき</p> <p>(6) 使用者の使用許可期間が満了するとき</p> <p>(7) 管理上必要があると認めるとき</p> <p>(8) その他市長が使用許可条件を満たさなくなったと認めるとき</p> <p>2 市長は、前項第 7 号または第 8 号の規定に基づき使用許可の取り消しをする場合は、使用者に対して、使用許可の取り消しをする日の 1 月前までに使用許可取消予告の通知を行うものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項の規定に基づき使用許可を取り消したとき又は第 10 条により延長した後の使用許可期間（以下「使用許可期間」という。）が満了する日の 15 日前までに第 21 条第 1 項の規定による市営住宅の返還の届出がないときは、当該使用者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、当該使用者に対して、その旨を通知するものとする。</p> <p>4 使用者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>5 第 3 項に定める市営住宅の明渡請求について、条例第 46 条第 4 項及び規則第 27 条の規定を準用する。この場合において、条例第 46 条第 4 項中「第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定」とあるのは「第 1 項各号のいずれか又は使用許可期間が満了する日の 15 日前までに第 21 条第 1 項の規定による市営住宅の返還の届出がないとき」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第 18 条～第 19 条 省 略</p> <p>(使用許可時等に関する意見聴取)</p> <p>第 20 条 市長は、本要綱に基づき使用者を決定しようとするとき又は現に市営住宅を使用している者（現に同居している者及び同居しようとする者を含む。）について必要があると認めるときは、第 3 条第 1 項第 3 号、第 11 条において準用する条例第 17 条第 2 項、第 12 条において準用する条例第 18 条第 2 項及び第 17 条第 1 項第 4 号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>第 21 条～第 22 条 省 略</p> <p>(借地借家法の適用除外)</p> <p>第 23 条 第 8 条第 3 2 項に定める使用の許可は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づき行うため、当該使用関係について借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の適用は受けない。</p> <p>第 24 条 省 略</p> <p>附 則 この要綱は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日より施行する。</u></p>	<p>第 18 条～第 19 条 省 略</p> <p>(使用許可時等に関する意見聴取)</p> <p>第 20 条 市長は、本要綱に基づき使用者を決定しようとするとき又は現に市営住宅を使用している者（現に同居している者及び同居しようとする者を含む。）について必要があると認めるときは、第 3 条第 1 項第 3 号、第 11 条において準用する条例第 17 条第 2 項、第 12 条において準用する条例第 18 条第 2 項及び第 17 条第 1 項第 4 号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>第 21 条～第 22 条 省 略</p> <p>(借地借家法の適用除外)</p> <p>第 23 条 第 8 条第 2 項に定める使用の許可は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づき行うため、当該使用関係について借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の適用は受けない。</p> <p>第 24 条 省 略</p> <p>附 則 この要綱は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。</p>

改 正 案	現 行
<p>別記様式</p> <p>様式第1号 (第6-4条関係) 大阪市営住宅一時使用申込書</p> <p>様式第2号 (第6条関係) 暴力団員でない旨等の誓約書</p> <p>様式第3号 (第6条関係) 定められた期限までに退去する旨の誓約書</p> <p>様式第4号 (第6条関係) 申立書</p> <p>様式第5号 (第6条関係) 罹災証明書を提出する旨の誓約書</p> <p>様式第6号 (第8条関係) 行政財産(市営住宅)使用許可申請書</p> <p>様式第6-2号 (第10条関係) 行政財産(市営住宅)使用許可申請書</p>	<p>別記様式</p> <p>様式第1号 (第4条関係) 大阪市営住宅一時使用申込書</p> <p>様式第2号 (第6条関係) 暴力団員でない旨等の誓約書</p> <p>様式第3号 (第6条関係) 定められた期限までに退去する旨の誓約書</p> <p>様式第4号 (第6条関係) 申立書</p> <p>様式第5号 (第6条関係) 罹災証明書を提出する旨の誓約書</p> <p>様式第6号 (第8条関係) 行政財産(市営住宅)使用許可申請書</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">(様式第6-<u>2</u>号)</p> <p style="text-align: center;">行政財産（市営住宅）使用許可申請書（兼 減免申請書） （令和6年能登半島地震被災者対応用）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大 阪 市 長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 生 年 月 日 年 月 日生</p> <p>次のとおり、「令和6年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱」第10条の2第1項の規定により引き続き貴市の行政財産（市営住宅）について、使用許可いただくよう申請するとともに、使用許可を受けた際の使用料については、避難を余儀なくされ、緊急に住宅を必要とするに至ったやむを得ない事情をご勘案の上、免除いただくよう申請します。</p> <p>使用許可を受けた際には、上記要綱の各条項及び使用申込時に提出した誓約書の内容並びに当該使用許可に付されるその他の条件等を遵守します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 名 称 大阪市営 住宅 号館 号室</p> <p>2 所 在 地 大阪市 区 丁目 番</p> <p>3 使用期間 <u>使用許可日から令和7年12月31日までとする。</u></p> <p>4 使用目的 一時的な居住のため</p> <p>5 使用料 上記のとおり免除を希望する</p>	<p style="text-align: right;">[新設] ※以下参考</p> <p style="text-align: right;">(様式第6号)</p> <p style="text-align: center;">行政財産（市営住宅）使用許可申請書（兼 減免申請書） （令和6年能登半島地震被災者対応用）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大 阪 市 長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 生 年 月 日 年 月 日生</p> <p>次のとおり、「令和6年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱」第8条第1項の規定による使用の決定を受けた貴市の行政財産（市営住宅）について、使用許可いただくよう申請するとともに、使用許可を受けた際の使用料については、避難を余儀なくされ、緊急に住宅を必要とするに至ったやむを得ない事情をご勘案の上、免除いただくよう申請します。</p> <p>使用許可を受けた際には、上記要綱の各条項及び使用申込時に提出した誓約書の内容並びに当該使用許可に付されるその他の条件等を遵守します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 名 称 大阪市営 住宅 号館 号室</p> <p>2 所 在 地 大阪市 区 丁目 番</p> <p>3 使用期間 使用許可日から1年間</p> <p>4 使用目的 一時的な居住のため</p> <p>5 使用料 上記のとおり免除を希望する</p>